

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営責任を明確にするうえで、取締役の役割分担に応じて権限と責任を明確にし、それに沿って各部門の収益増大につながる施策を実行いたします。また、日々の業務遂行において、取締役会ではリスク管理に意を払い、法令等の遵守はもとより、業績等の進捗状況及び効率的な経営の推進を絶えずチェックしながらスピード感ある企業運営の仕組みづくりを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Power One株式会社	26,364,300	71.92
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1,189,565	3.24
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	740,200	2.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	210,400	0.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	185,430	0.50
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	174,900	0.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	127,676	0.34
皆地 良彦	115,000	0.31
田中 美志樹	109,000	0.29
飯塚 達也	108,300	0.29

支配株主(親会社を除く)の有無	Power One株式会社
-----------------	---------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」につきましては、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間で新たな取引が発生する場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、必要に応じて取締役会において、その取引の内容及び条件の妥当性について審議し決定することとし、少数株主の利益を害することのないように対処してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深井 崇史	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深井 崇史	○	_____	深井氏は、金融業界における高い見識とともに、企業経営に関する豊富な経験を有しております。 その経歴等から、社外取締役として、経営全般に係る客観的な助言を受けることにより、経営の監督機能の強化を図ることができると考えております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名、監査役補助者1名の体制で、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担などに従い、取締役会等の重要な会議への出席等により、取締役の職務の執行を監査しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっており、監査役会において社外監査役にコーポレート・ガバナンスの状況を報告し、必要な助言を受ける体制が構築されております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

社外監査役は、取締役会に出席して取締役の業務執行について監査を行うほか、監査役会にて常勤監査役から報告を受け、問題点等について協議し、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。また、この体制を効率的かつ円滑に進行させるため、常勤監査役が内部監査室及び会計監査人と密に連携及び意見交換を行い、十分な情報収集を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松嶋 英機	弁護士													
中瀬 進一	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松嶋 英機		_____	松嶋氏は、弁護士として企業法務に精通しているとともに、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。 その経歴等から、社外監査役として、監査体性の独立性及び中立性を一層高めるとともに、社外における会社経営に関する経験・知識や法律・会計等の専門的な知見等に基づき、第三者の立場から客観的に監査意見を表明し、また、取締役会に対して忌憚のない質問や意見の具申及び有用な情報提供等を行うという機能及び役割を果たしていると考えております。
中瀬 進一	○	_____	中瀬氏は、税理士として財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。 その経歴等から、社外監査役として、監査体性の独立性及び中立性を一層高めるとともに、社外における会社経営に関する経験・知識や法律・会計等の専門的な知見等に基づき、第三者の立場から客観的に監査意見を表明し、また、取締役会に対して忌憚のない質問や意見の具申及び有用な情報提供等を行うという機能及び役割を果たしていると考えております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度及びストックオプション制度の導入を決議し、同制度に関する報酬議案を2018年6月22日開催の第27期定時株主総会に付議し、承認可決されました。

報酬の額等の決定方針につきましては、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

なお、2021年3月期において、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与を実施いたしました。ストックオプションの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	その他
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は導入しておりますが、2021年3月期において、取締役及び監査役に対するストックオプションの付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」において、取締役の報酬総額を開示しております。

・取締役(社外取締役を除く)の年間報酬総額 5名 340百万円 (2021年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成するものとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、貢献度等を総合的に勘案して、毎年、事業年度末より3ヶ月以内に決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及び税制適格ストックオプションとしての新株予約権とする。中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、譲渡制限付株式は交付日から一定の譲渡制限期間を設けたうえで退任時に譲渡制限を解除するものとし、ストックオプションは一定の行使制限期間を設けるものとする。具体的な株式数は、役位、職責、在任年数、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。非金銭報酬等の交付及び交付内容の決定は、原則として株主総会日に開催される取締役会において行うものとする。

d. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の役員報酬制度を構成する基本報酬と非金銭報酬(譲渡制限付株式及び税制適格ストックオプション)との報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、当社の財務状況等を踏まえたうえで設定するものとする。

e. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた取締役の基本報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社長、副社長、会長及び社外取締役による協議を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、社長、副社長、会長及び社外取締役による協議の内容を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

取締役の基本報酬の額は、2014年6月25日開催の第23期定時株主総会での決議により、年額5億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、基本報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第27期定時株主総会での決議により、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための株式報酬の額は、年額4億円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)です。

監査役の基本報酬の額は、1999年7月29日開催の第7期定時株主総会での決議により、年額1億円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。また、基本報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第27期定時株主総会での決議により、監査役(社外監査役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための株式報酬の額は、年80百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役(社外監査役を除く)の員数は、1名です。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬額は、社長、副社長、会長、及び社外取締役による協議を経て、取締役会にて授權を受けた代表取締役社長 小町 剛が決定しております。各監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。

また、当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会での決議に基づき、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与を実施いたしました。ストックオプションの付与は行っておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるため、監査役が指名した従業員を監査役補助者として設置しております。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐しております。

取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会の事務局により、必要に応じ事前説明や資料の事前配布を行う体制としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関としてリスク・コンプライアンス委員会などを設置しております。

取締役会は、代表取締役社長 小町剛が議長を務め、代表取締役副社長 飯塚達也、常務取締役 岡田英明、常務取締役 磯貝清、取締役会長 田中剛、社外取締役 深井崇史の取締役6名で構成され、毎月定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会では経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況及び執行状況が報告され、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

監査役会は、常勤監査役 深堀哲也、社外監査役 松嶋英機、社外監査役 中瀬進一の監査役3名で構成され、毎月定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 小町剛を委員長とし、内部監査室長、管理本部長、法務部長、その他委員長が任命した委員で構成されており、毎月定例的に開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理等を統括しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループにおいては、事業規模及び事業分野の拡大と進展に対応すべく、スピーディーな経営判断と機動的な業務執行のために柔軟な組織編成を行い、権限の委譲と責任の明確化を図っており、各取締役は相互に監視監督に努めております。また、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役1名を選任し、監査役3名中の2名を社外監査役としています。社外取締役は企業経営に対する豊富な経験と幅

広い知見を有し、社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、独立した立場としてその専門的見地からの確な経営監視を行っております。以上から現体制で、コーポレート・ガバナンス体制が十分機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日：2021年6月23日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回、第2四半期決算及び本決算に係る説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の資料を当社ホームページに掲載しております。 ・決算情報 ・決算情報以外の適時開示資料 ・有価証券報告書・四半期報告書 ・決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署は特段設けておりませんが、管理本部並びに広報室にて積極的に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーと会社との相互理解を深めるために、当社ホームページの充実、投資家向けのメールサービスを行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

○取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 文書管理規程に基づき、以下に列挙する職務執行に係る重要情報を文書又は電磁的記録により、関連資料とともに保存・管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等を速やかに閲覧できるものとする。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、その他各種合議体の議事録
- ・計算書類
- ・稟議書
- ・官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し

ロ. 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等については、文書管理規程で定めるところによる。

ハ. 取締役及び従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導するものとする。

○損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理方針を部・室に浸透させる。

ロ. 代表取締役社長を委員長とし、代表取締役社長が部長・室長から任命した委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を核とし、多種多様なリスクを全社一元的に管理するリスク管理体制を整備・維持・向上をさせる。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、原則毎月開催する。

ハ. リスク管理方針を受け、リスクの種類ごとにリスク管理規程を策定する。

ニ. 取締役及び従業員に対して、必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び当社に係る重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要な研修を実施する。

ホ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役の指揮のもと、対策本部を設置するなど危機対応のための体制を整備する。

○取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 取締役の人数を実質的な討議を可能とする最少人数にとどめる。

ロ. 取締役会は、取締役の職務執行が効率性を兼ねて適正に行われているかを監督する。

ハ. 経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため、合理的な営業方針の策定、全社的な営業及び営業に付随する重要事項について協議・決定する営業会議、その他各種合議体を設置する。

ニ. 取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務規程等を定める。

○使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスすなわち法令等の遵守及び倫理維持・向上を業務執行上の最重要課題のひとつとして位置付け、その達成を目的としてコンプライアンス・マニュアルを制定し、従業員に遵守を求める。

ロ. 従業員に対して、コンプライアンスが営業活動及びその他企業活動の原点であることを徹底する。

ハ. 代表取締役社長を委員長とし、代表取締役社長が部長・室長から任命した委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理体制とともにコンプライアンス体制を向上させる。

ニ. コンプライアンス意識の徹底・向上させるため、できる限り多くの機会を捉えて、コンプライアンス研修を整備・充実する。

ホ. コンプライアンス上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行う手段を確保するため、社外の弁護士若しくは監査役が窓口となるコンプライアンス・ホットラインを設置し、内部通報制度を運営する。

ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め、厳正に対処する。

○当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 関係会社に対する適切な管理を行うための施策は次のとおりとする。

- (1) 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築する。
- (2) 関係会社の経営者が適切な社内規程等を整備・運用するよう求める。
- (3) 関係会社の事業報告、財務報告、監査報告などの重要事項について報告を求める。
- (4) 出資者として、関係会社の役員の選任、解任、利益処分などの決議事項については適切な意思表示を当該会社に対して行う。

ロ. 内部監査室が、主要な関係会社に対し、定期的に法令及び社内規程等の遵守状況の監査を実施する。

ハ. 関係会社独自の業務の適正化を図るための体制の整備について、必要な助言、支援を行う。

ニ. 関係会社で大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、関係会社からの要請を受け、危機対応のための助言、支援を行う。

○監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項について

監査役の監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるため、監査役が指名した従業員を監査役補助者とする。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

ロ. 使用人の取締役からの独立性について

監査役補助者に関し、取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の異動、人事評価、懲戒等は、代表取締役が監査役の同意を得たうえで決定する。

ハ. 監査役への報告に関する体制について

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議又は委員会に出席することができる。
- (2) 監査役には、社内の重要書類が回付され、又は、要請があれば直ちに関係書類・資料が提出される。
- (3) 監査役は、随時必要に応じ代表取締役、取締役、部長・室長等から報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、必要に応じ関係会社の管理状況等の報告を求めることができる。
- (5) 監査役は、必要に応じ社内の書類、資料を閲覧することができる。

ニ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 監査役は、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。

(2) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定及び改善状況の報告を求めることができる。

- (3) 監査役が必要と認めたときは、関係各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (4) 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な関係を保つものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、違反行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めるとともに、反社会的勢力には毅然とした態度を維持していくことを行動規範としております。

「反社会的勢力チェックルール」を定め、反社会的勢力との取引排除への取り組みを行っております。

また、社内に対応統括部署を設け、警察、弁護士、暴力追放運動センター等の外部専門機関と日頃から連絡をとり、情報収集に努めるとともに連携を深め、速やかに対処できる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、各部署が把握した情報や、取締役会で決定した事項などのうち、金融商品取引法および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等により開示が要求される重要事実や投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報について適時開示に努めております。

情報の収集については管理本部が担当し、必要に応じて関係部署と協議し、管理本部長が内容を確認・承認したうえ、必要に応じて代表取締役又は取締役会の承認を得たうえで、速やかに開示するよう努めております。

なお情報取扱責任者は管理本部長と定めております。

また、インサイダー取引を未然に防ぐために、「株式等の内部者取引に関する規程」を定めて徹底し、内部情報を管理しております。